

平成 19 年 9 月

防衛省地方協力局施設管理課

## 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に係る 補償費等の算定についての概要

### 1 制定の趣旨

これまで防衛施設庁訓令で定めていた審査基準について、防衛省設置法等の一部改正に伴う規定の整理（「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める等）を行った上、防衛施設庁長官通達として制定し直したものである。

### 2 本通達の概要

この通達は、駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 75 号）第 3 章取壊条件付売払い並びに第 4 章損失補償及び利得求償の算定について定めるものである。

- （１）通則
- （２）取壊条件付売払いの評価基準
- （３）損失補償額及び利得求償額
- （４）土地の原状回復等
- （５）復帰移転費
- （６）管理費
- （７）境界設定費
- （８）特別管理費
- （９）協議

### 3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日